

光教寺納骨堂「一期一会」・合祀墓「俱会一处」管理規程

宗教法人光教寺

(目的)

第1条 この規程は、宗教法人白原山光教寺が経営する納骨堂「一期一会」(以下「納骨堂」という)並びに合祀墓「俱会一处」(以下「合祀墓」という)の使用および管理に関し、必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とする。

(納骨堂及び合祀墓の目的及び名称、位置)

第2条 納骨堂及び合祀墓は、焼骨の収蔵の用に供するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

1. 名 称 納骨堂「一期一会」
 合祀墓「俱会一处」
2. 位 置 山口県岩国市小瀬678番地

(管理者)

第3条 納骨堂並びに合祀墓の管理者(以下「管理者」という)は、光教寺の代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第4条 管理者は、本規程および光教寺総代会の決定に従って、納骨堂並びに合祀墓を宗教施設として管理しなければならない。

(納骨壇契約者及び合祀墓納骨者)

第5条 納骨壇契約者並びに合祀墓納骨者は、光教寺門徒又は光教寺護寺会の会員とする。

2. 納骨壇及び合祀墓の契約者は原則として契約者の先祖及び直系家族を納骨することができる。

(光教寺護寺会の会員)

第6条 光教寺護寺会の会員とは、宗教法人光教寺門徒以外の者で宗教法人光教寺と光教寺納骨堂又は光教寺合祀墓の契約をし、別紙光教寺護寺会会則の規則、目的に賛同する者をいう。

(納骨壇の使用期間)

第7条 納骨壇の使用期間は、納骨壇に納骨した日から1年後の同日の前日までを1年とし、光教寺門徒、光教寺護寺会の会員共に30年間を基本とする。

2. 納骨壇の契約完了後は契約した年内に納骨壇の使用を開始しなければならない。

3. 契約した年内に納骨壇の使用を開始しない場合は、納骨壇の予約(第20条)への変更又は納骨壇の中途解約(第12条)を選択しなければならない。

(納骨壇の費用)

第8条 契約者の資格による納骨堂の費用は以下の通りとする。

ア 光教寺門徒 39万円

費用の内訳	契 約 料	20万円
	納骨壇使用料	10万円
	管理料(前納)	9万円

イ 光教寺護寺会の会員 49万円

費用の内訳	契 約 料	25万円
	納骨壇使用料	15万円
	護寺会費(前納)	9万円

※護寺会費の内訳は、3,000円(1年間)×30年

2. 納骨壇使用開始時に納骨壇に入りきらなかったお墓等のお骨及び契約期間満了又は解約時に納骨壇のお骨を合祀墓へ納骨することができる。
3. 護寺会費は他の費用と一緒に一括で納めることとする。
4. 納骨数が複数の場合であっても追加費用は徴収しない。
5. 光教寺護寺会員であっても、光教寺の門徒であった方のみを納骨する場合は光教寺門徒と同じ扱いとする。

(合祀墓納骨料)

第9条 合祀墓納骨料は1回の納骨に付き10万円とする。

2. 費用は合祀墓納骨料のみとし、契約料、使用料、管理費等は請求しない。
3. 1回の納骨は原則として納骨者の先祖又は直径家族であれば、納骨数に制限は設けない。
4. 第8条第2項の合祀墓への納骨費用は徴収しない。
5. 合祀墓へ納めたお骨は宗教法人光教寺が永代供養するものとし、返却はしない。

(納骨壇の短期使用)

第10条 短期の使用を希望する場合は、別途短期使用の契約をすることができる。

2. 短期使用の費用は契約者の資格により、別紙1又は別紙2の短期使用費用の当該年数の額とする。
3. 短期使用の期間は10年以内とし、使用期間の短縮及び延長は認めない。
4. 使用期間を延長する場合は、改めて納骨壇又は短期使用の契約をすることとする。

(納骨壇の申し込みと承諾)

第11条 納骨壇の使用を希望する者は、予め納骨壇申込書に必要事項を記入して、管理者に提出し承諾を受け、第8条に定める金額を一括納入しなければならない。

2. 納骨壇に納骨するときは、納骨申込書に必要事項を記入の上、埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて、管理者に提出し承諾を受けなければならない。
3. 管理者は、納骨申込書の提出を受け、納骨堂過去帖に法名等を記載する。

(納骨壇の使用期間満了)

第12条 納骨壇の使用期間満了時に、納骨壇内の遺骨を合祀墓へ納めることができる。

2. 引き続き納骨壇の利用を希望する場合は、再契約をすることで利用が可能となる。
3. 再契約の契約料は、契約者の資格にかかわらず10万円とし、使用料、護寺会費は再契約前と同額とする。
4. 納骨壇の使用期間が満了し、再契約をしない場合は納骨壇の鍵を管理者に返却しなければならない。
5. 使用期間満了後に納骨壇内に物品が残っていた場合は、元の契約者の同意なしに管理者が処分することができる。

(納骨壇の中途解約)

第13条 契約期間が30年の場合、納骨壇契約者が希望し、且つ管理人が承諾した場合のみ、期間満了前に契約を解除し、遺骨を合祀墓へ移すことができる。

2. 契約料は返金しない。
3. 納骨壇使用料及び護寺会費は、契約者の資格により別紙1又は別紙2の解約時割戻額を返金する。

(納骨壇使用中の中途納骨)

第14条 納骨壇使用中に新たに納骨をしようとするものは、契約期間の範囲以内で納骨することができる。

2. 中途納骨をする場合も納骨申込書に必要事項を記入し、埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて、管理者に提出し承諾を受けなければならない。
3. 中途納骨の費用は徴収しない。

(鍵の複製)

第15条 納骨壇の鍵を複製する場合は、契約者の責任において行い、管理すること。

2. 鍵の複製にかかる費用は自己負担とする。

(鍵の変更)

第16条 鍵を変更する場合は、事前に管理者に申し出なければならない。

2. 鍵の変更にかかる費用は自己負担とする。

3. 変更後の鍵1本又は1個を管理者に提出しなければならない。

(納骨者および住所変更の通知義務)

第17条 契約者は、使用申込者や住所に変更があった場合、直ちに新契約者名及び新住所を管理者に通知しなければならない。

(器物の破損等)

第18条 納骨壇や納骨堂内の器物を破損した場合は、契約者に修理費を請求する。

(契約の解除)

第19条 次のアからウにあたる場合は、契約を解除することが出来る。

ア 契約者が無断で契約者と異なっていると認められる場合。

イ 著しく風紀を乱す行為や異臭など納骨壇の契約者としてふさわしくないと思えられる場合

ウ 近隣住民に迷惑がかかる言動があった場合。

エ 第15条及び第16条に違反した場合。

2. 前項による契約の解除については、費用の返金を行わない。

(納骨壇の予約)

第20条 納骨の時期が未定の場合は、契約料並びに毎年護寺会費(3,000円)を納めることで納骨壇を確保することが出来る。

2. 納骨をした場合は、納骨をした時点から30年又は短期使用が始まったものとし、その使用料並びに管理料を納めることとする。管理料が重複した場合は重複した額を除く。

3. 納骨壇が不要となった場合でも契約料、管理料の返金はしない。

(その他)

第21条 墓地埋葬法に関する法律等、現行法規が改正された場合には、本規程も改正されることがある。

2. 本規程に定めなき事項については、法令の定めによる他、管理者がこれを定める。

附則 令和3年3月1日改訂。